

と引き換え、若しくは修理をし、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

第7条 代金は、発注者が検査合格後受注者から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 発注者の責に帰する事由により、前項の支払が遅れた場合は、受注者は発注者に対して、支払期限到来の日の翌日から起算して支払う日までの日数に応じて年2.7パーセントの割合で遅延利息を請求することができる。

第8条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰さない事由により所定の期限内に納入することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにして納入延期を求めることができる。

2 前項の求めがあるときは、発注者は審査のうえその延期を承認することができる。

第9条 受注者が理由なくして所定の期限内に納入しないときは、発注者は納入期限到来の日の翌日から起算して納入当日までの日数に応じて、契約金額に対し年5.0パーセントの割合をもって延滞料を徴収する。

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が解約を申し出たとき

(2) 所定の期限内又は期限経過後相当の期間内に納入する見込がないことが明らかなきとき。

(3) この契約の履行に関して受注者又はその代理人（下請人は代理人とみなす）若しくは使用人等に不正の行為があったとき

(4) 納入自動車が不合格となったとき

(5) 前各号のほか受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき

(6) 受注者が破産の宣告を受け又は無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき

(イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

(ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ヘ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

(8) 発注者の都合により契約の解除をするとき

第11条 受注者は、前条の第1号から第5号及び第7号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において受注者の責に帰さない事由のときはこの限りでない。

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の延滞金の利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(発注者) 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 石崎 仁志

(受注者)

別紙

1. 交換による取得自動車の種別等(甲が乙より取得する自動車)

種別	用途	年式	車名	型式	台数	金額	納品場所	付属品等
	乗用				1台	金 円	北海道運輸局 札幌運輸支局	カーナビゲーションシステム リアカメラ スタッドレスタイヤ (アルミホイール組込含む) (4本) フロアマット(一式) スノーブレード(一式) サイドバイザー(一式) ETC載せ換え (セットアップ含む) ドライブレコーダー載せ替え
小 計						金 円		
消費税及び地方消費税						金 円		
合 計						金 円		

2. 交換による引渡自動車の種別等(甲が乙に引渡す自動車)

種別	用途	年式	車名	型式	台数	金額	引渡場所	登録番号
小型	乗用	平成15年	ニッサン サニー	UA-FB15	1台	金 円	北海道運輸局 札幌運輸支局	札幌501は9825
小 計						金 円		
消費税及び地方消費税						金 円		
合 計						金 円		